

学校感染症による出席停止の取扱いについて

向寒の候保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、今年度はインフルエンザが全国的に流行し、京都府内では注意報の基準を上回るなど予断を許さない状況が続いています。そのため、学校感染症による出席停止の取扱いについてお知らせいたします。
インフルエンザは、発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の全身症状が突然現れ、短期間で多くの人に感染が広がります。感染力が弱くなるまで登校を控えることが、インフルエンザの蔓延を防ぐことに繋がりますので、出席停止の取扱いについて御理解の上、御協力をお願いいたします。
また、新型コロナウイルス感染症をはじめとするその他感染症についても同様に出席停止期間が規定されていますので合わせて参考資料を御確認ください。

- <学校感染症による対応について>
- (1) 診断後、直ちに保護者から学校に連絡をしてください。
 - (2) 療養後、登校時に「治癒報告書」(参考資料2)を提出してください(用紙は治癒して登校した際、担任より渡す)。
- ※「治癒報告書」は、必要事項を保護者の方が記入・押印してください(診断書は不要です)。

インフルエンザの出席停止期間について

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※なお、この上記基準はあくまでも目安ですので、医師の指示に従った期間の自宅療養をお願いします。

- 発症日は病院に受診した日ではなく、症状(発熱等)が始まった日です。そのため、受診時、医師に発症日を確認することが必要です。
- 最短でも、発症した後5日間は出席停止となります。また、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。(下の例を参考に御確認ください)

例	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後2日目に解熱した場合	発症/発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	※発症後5日を経過していないため登校不可	登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後4日目に解熱した場合	発症/発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
出席停止期間	→							

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

※なお、この上記基準はあくまでも目安ですので、医師の指示に従った期間の自宅療養をお願いします。

- 発症日は病院に受診した日ではなく、症状（発熱等）が始まった日です。そのため、受診時、医師に発症日を確認することが必要です。
- 最短でも、発症した後5日間は出席停止となります。また、症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されます。（下の例を参考に御確認ください）



発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできません。

- (3) 他の感染症につきましても、感染症の出席停止期間の一覧（参考資料1）を裏面に掲載していますので、参考にしていただき指定の期間療養してください。何かご不明な点がございましたら、学校まで御連絡ください。

学校において予防すべき感染症

◇感染症の種類と出席停止期間の基準

※学校保健安全法より抜粋

感染症の種類		出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘瘡・南米出血熱	
	マールブルグ病・ラッサ熱	
	急性灰白髄炎・ジフテリア	
	重症急性呼吸症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	鳥インフルエンザ	
	指定感染症	
	新感染症	
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	ノロウイルス	
	コレラ細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸感染症	
	腸チフス・パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

令和 年 月 日

年 氏名

保護者 様

京都府立福知山高等学校長

出席停止についてのおねがい

届出のありました インフルエンザ は、学校保健安全法施行規則第18条に該当する疾患です。生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により出席停止を指示します。

登校の際には、下記の治癒報告書を保護者の方が記入し、切り取らずに学校へ提出してください。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 出席停止の理由 | インフルエンザ |
| 2 出席停止期間 | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 |
| 3 出席停止を命じた日 | 令和 年 月 日 () |

治癒報告書

年 番 氏名

受診医療機関名

疾 患 名

治癒までの期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

登校する日 令和 年 月 日

上記疾患が治癒し、主治医から登校を許可されましたので報告します。

令和 年 月 日

保護者名

印